

令和 6 年度
「東日本大震災復興フォーラム」開催業務

企画コンペ実施要領

令和 6 年 8 月

東日本大震災復興フォーラム実行委員会
(事務局：宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課)

この「企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）」は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する令和6年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名

令和6年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務

(2) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和7年3月24日（月）まで

(4) 委託上限額

本事業における委託上限額は、19,173千円以内（税込）とする。

ただし、上限額での契約を保証するものではない。

2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、実行委員会から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 本業務の実施について、実行委員会の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、東北4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）又は東京都に本支店、営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、実行委員会は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照

会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び東京都から入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び東京都から指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 上記(1)から(7)までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が(2)から(7)までを満たさなければならない。
また、実行委員会は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(実行委員会との関係性においては再委託に該当)により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

実行委員会事務局(宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁舎 13階

T E L 022-211-2443

F A X 022-211-3519

アドレス denshod@pref.miyagi.lg.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペに係る説明会は行わない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年8月21日(水)午後5時まで

イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、宮城県公式ホームページに令和6年8月26日(月)午後5時までに掲載する。

(4) 参加資格の確認

本業務の企画コンペへの参加を希望する場合は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記の様式等を全て提出すること。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式1-3】を提出すること。

- ・ 【様式1-2】 参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】 会社概要及び過去5年間の主なイベント等運営業務等実績
※ パンフレット等でも可とする。他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。
- ・ 【様式1-4】 受付票

イ 提出期限

令和6年9月2日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先及び提出方法

上記3（1）まで持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、期日までに必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年9月6日（金）までに電子メールにより通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

（5）参加資格の喪失

参加者は、下記4に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

（6）企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、本要領及び資料2「業務仕様書」を踏まえ、下記により提出すること。

ア 提出書類

- （ア） 業務仕様書の「3 本業務の内容（仕様）」に係る企画等の提案
- （イ） 業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書
積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。
- （ウ） 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
- （エ） 事業全体の実施スケジュール、実施体制
- （オ） 企画提案書等のデータはPDF形式とすること。

イ 提出期限

令和6年9月10日(火)午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

上記3(1)まで電子データをメールにより提出すること。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記1(4)の委託上限額を超えないものとする。

(7) 企画提案の無効

上記3(4)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペへの不参加

ア 上記3(4)の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記4に定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式1-5】「企画コンペ参加辞退届」を、上記3(1)まで持参又は郵送により提出すること。

イ 上記3(8)アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、実行委員会が実施する他の企画コンペ等について、不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記1(4)の委託上限額を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時(予定)

令和6年9月中旬(詳細は参加資格確認結果と併せて通知)

イ 開催方法等(予定)

- ・ 審査は、WEB会議システム(Cisco Webex Meetings)を使用し、オンラインにより行う。ミーティングリンクについては、企画提案選考委員会開催の前日までに参加者に通知する。出席者はカメラ及びマイクをオンにし、必要に応じて資料を画面共有して、プレゼンテーションを行うこと。
- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施すること。なお、プレゼンテーションの実施に当たり、追加資料等を

提出することは認めない。

- ・ プレゼンテーションの順番については、上記3(4)に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

(3) 受託候補者の決定

- ア 実行委員会は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定すること。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。
- エ 契約締結は、令和6年10月上旬を予定している。

(4) 結果の公表

選考委員会の開催結果については、後日、宮城県公式ホームページにおいて公開する。

5 契約に関する事項

- (1) 委員会は、標記4の選考委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、実行委員会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担すること。

(3) 企画コンペに係るスケジュール（予定）

ア	企画コンペ実施要領等の公表	8月7日(水)
イ	質問票の提出期限（質問がある場合）	8月21日(水)
ウ	質問に対する回答	8月26日(月)
エ	参加資格確認申請書等提出期限	9月2日(月)
オ	参加資格確認結果通知	9月6日(金)
カ	企画提案書等提出期限	9月10日(火)
キ	企画提案選考委員会（予定）	9月中旬
ク	企画コンペ結果通知（予定）	9月下旬
ケ	契約締結（予定）	10月上旬

(4) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。